## 浜松市内の訪問介護事業所の緊急時における相互応援システム協定書

浜松市内の訪問介護事業所の緊急時における相互応援システム協定参加事業所 (以下「協定参加事業所」という。)は、次のとおり浜松市内の訪問介護事業所の 緊急時における相互応援システム協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、訪問介護事業所が感染症や災害等の影響による休業の緊急時に おいて、生命維持(食事・水分摂取、排せつ、薬内服等。以下同じ)に関して訪 問介護を必須とする対象者への支援が切れ目なく継続されること及び社会資源 である訪問介護事業所の事業運営が継続できることを目的とする。

(協定への参加)

- 第2条 協定参加事業所は、別添の一覧表のとおりとする。
- 2 協定参加事業所は、グループラインを作り、情報共有をするものとする。 (支援対象者)
- 第3条 本協定による支援対象者は、身体介護の必要性又は認知症などにより訪問 介護サービスの提供がなければ生命維持への影響が大きく、かつ代替えサービス が確保できない介護保険の被保険者とする。

(トリアージ表の作成等)

- 第4条 協定参加事業所は、事前にトリアージ表を作成し、サービス利用者の心身の状態、家庭環境などに基づいて生命維持のために必要なサービス提供内容を計画する。
- 2 前項のトリアージ表の作成にあたっては、必要に応じ、支援対象者の担当の介護支援専門員と連携するものとする。
- 3 協定参加事業所は、平常時において、サービス利用者に対し、必要に応じ、事業所の休業時には他の訪問介護事業所の訪問介護員がサービスを提供することなど、このシステムに基づいてサービスが提供される旨を説明しておくものとする。

(システム利用の要請)

- 第5条 協定参加事業所は、感染症や災害等の影響により、一定の期間、サービス 提供の全部又は一部を休業することになった場合において、このシステムの利用 を要請するときは、すみやかにその旨をグループライン上で送信し、協力を要請 するものとする。
- 2 協力可能な協定参加事業所(以下「協力事業所」といいます。)は、グループ ライン上で「対応可能」と伝える。
- 3 協力事業所が複数ある場合は、第1項に基づき要請を行った協定参加事業所 (以下「休業事業所」という。)と協議の上、協力事業所を決定する。
  - なお、協力可能な協定参加事業所がない場合は、休業事業所は直接、他の訪問 介護事業所に相談をするものとする。
- 4 休業事業所は、第4条第1項により作成したトリアージ表及び居宅サービス計画書のうち週間サービス計画表(第3表)を協力事業所に送付する。
- 5 休業事業所と協力事業所の管理者は、個人ライン等で訪問介護サービスの内容

等の詳細について打ち合わせを行う。

また、管理者同士は綿密に情報共有を図り、介護事故の防止に最大限努めるものとする。

6 協力事業所は、支援対象者の訪問介護サービスの内容等を、当該支援対象者に 係る介護支援専門員に連絡するとともに、介護サービス利用計画書に位置付ける よう依頼する。

(サービスの提供及び実績の報告等)

- 第6条 協力事業所は、初回の訪問時に、当該支援対象者に対し同意書に基づいて 説明し、同意を得る。この場合において、協力事業所と支援対象者間のサービス 提供に係る契約締結は不要とする。
- 2 協力事業所は、第5条第4項から第6項までに基づき、支援対象者に対し訪問 介護サービスを提供する。
- 3 協力事業所は、当該支援対象者へのサービス提供期限の到来に伴い担当を終了 し、訪問介護サービスを行った年月日、時間、内容等の実績を、遅滞なく、休業 事業所にメール又は書面により報告する。
- 4 休業事業所は、事業再開とともに支援対象者への訪問介護サービス提供を再開 する。

(介護報酬の請求及び支払)

- 第7条 休業事業所は、第6条第3項の報告に基づき、当該月の自らの事業所の介護報酬として請求を行う。
- 2 休業事業所は、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から介護報酬の支払いがあったときは、すみやかに協力事業所に対し、当該サービス事業 所が行った支援対象者へのサービス提供に係る介護報酬を支払うものとする。
- 3 前2項の場合において、各種加算については、休業事業所において算定可能となる加算により請求及び支払いを行うものとする。
- 4 第2項の介護報酬の支払いにおいて、金融機関への振込みにより行う場合の振 込手数料は、休業事業所の負担とする。

(その他)

- 第8条 このシステムに基づいて、協力事業所が、当該支援対象者に訪問介護サービスを提供していたときに発生した事故については、原則として協力事業所の保険により対応するものとする。
- 2 第7条の介護報酬に関する取扱いについては、本協定の締結にあたり、国保連 の確認を得ている。

附則

この協定は、令和6年2月13日から施行する。